

平成22年度
淡路広域水道企業団水道事業会計予算

淡路広域水道企業団

平成22年度淡路広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度淡路広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	62,525 栓
(2) 年間給水量	16,987,174 m ³
(3) 一日平均給水量	46,540 m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 原水及び浄水設備事業	687,460 千円
(イ) 送水及び配水設備事業	1,446,080 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,646,280 千円
第1項 営業収益	5,338,208 千円
第2項 営業外収益	1,308,012 千円
第3項 特別利益	60 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,481,180 千円
第1項 営業費用	4,902,001 千円
第2項 営業外費用	1,563,267 千円
第3項 特別損失	7,212 千円
第4項 予備費	8,700 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,586,924千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,216,482 千円
第1項 企業債	1,497,600 千円
第2項 補助金	112,752 千円
第3項 補償金	84,043 千円
第4項 出資金	227,674 千円
第5項 負担金	294,402 千円
第6項 固定資産売却代金	11 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,803,406 千円
第1項 建設改良費	2,705,957 千円
第2項 開発費	20,000 千円
第3項 企業債償還金	2,077,449 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場維持管理業務委託料	平成23年度	30,000 千円
管路管理システム賃借料	平成23年度	3,000 千円
電算システム委託料	平成23年度から平成27年度まで	250,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還		償還の方法
				期限 (年)	据置 期間 (年)	
上水道事業債	1,497,600	証書借入または証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30	5	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は許可等により繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 609,213 千円 |
| (2) 交際費 | 470 千円 |

(関係市からの補助金)

第10条 関係市の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、697,664千円である。

(たな卸し資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、122,000千円と定める。

平成22年2月24日 提 出

淡路広域水道企業団
企業長 門 康 彦